

「G7 大阪・堺貿易大臣会合」における地元産品推薦リスト翻訳業務仕様書

1 業務名

「G7 大阪・堺貿易大臣会合」における地元産品推薦リスト翻訳業務

2 業務内容

2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会（以下、「協議会」という。）が、G7 大阪・堺貿易大臣会合の開催地の産品や観光資源等を取りまとめた「地元産品推薦リスト（以下、「推薦リスト」という。）」を適切な英語に翻訳し、データを協議会へ納品する。

3 翻訳の対象

（1）原稿

「推薦リスト」を Word データで提供。

https://www.g7osaka-sakai2023.pref.osaka.jp/assets/doc/local_product/list_all.pdf

（2）構成と分量

文字数は全体で 74,000 文字程度。構成と各カテゴリごとの分量は次のとおり。

0 表紙・目次

- 1 食材：103 品 かがみ+35 ページ
- 2 加工食品：207 品 かがみ+69 ページ
- 3 酒類等飲料：59 品 かがみ+13 ページ
- 4 花き類：11 品 かがみ+4 ページ
- 5 伝統工芸品・工業製品：86 品 かがみ+29 ページ
- 6 観光資源：146 品 かがみ+49 ページ

4 翻訳及び確認作業

- （1）翻訳作業は、英語を母語とする者が行う場合は、日本語検定 2 級レベル以上程度の日本語力、日本語を母語とする者が行う場合には、英検 1 級又は TOEIC950 以上程度の能力を、客観的に証明することができる者が行うこと。翻訳した内容については、翻訳を行った者と異なる者が確認を行うこと。確認を行う者は、英語を母語とする者であること。
- （2）受注者は翻訳作業を行う予定の者について、事前に（1）を満たしていることの報告を発注者に対し行うこと。（1）の水準に満たない場合には、それを補完する客観的な業務実績等を補記すること。補記内容を合わせても客観的に能力を証明できない場合には、協議会は翻訳者の変更を要求できることとする。
- （3）推薦リストに含まれる固有名詞の翻訳に関しては、受注者が固有名詞に対応する英語を各産品について紹介するホームページ等で確認すること。なお、該当する英語が見つからない場合は、ローマ字表記とすること。ただし、固有名詞の読み方が不確定な場合は、受注者が想定する読み方をローマ字表記し、当該箇所を協議会が識別できるように朱書きすること。
- （4）各テキストボックスに訳語が収まるようレイアウト調整を行うこと。訳文は、原稿（日本語による推薦リスト）のレイアウトが損なわれないように仕上げること。

(5) 翻訳及び確認作業は基本的に受注者の責任校正とするが、確認結果が十分でなく、また最終翻訳の内容に文意のずれがみられる場合には、協議会で再度の翻訳作業を要求できることとする。

5 業務完了届

受注者は、成果物の納品時に翻訳者及び確認者の氏名、母語、母語以外の言語についてそのレベルを記載した業務完了届を提出すること。

6 成果物の納品

(1) 翻訳に関する成果物は次のとおりとする。

- ① 翻訳者が作成した原翻訳
- ② ①を確認した結果、修正・指摘した内容等がわかる翻訳
- ③ ②を反映した最終翻訳内容

(2) 納品方法

成果物は、word データで提出すること。あわせて、当該 word データを記録媒体（CD-R）に保存したものを1枚納品すること。なお、記録媒体については、最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使用してウイルスチェックを行い、発注者の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

(3) 納品場所

2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局（担当：河崎、藤原）

所在地：堺市堺区南瓦町3番1号（電話：072-225-4112）

(4) 納品期限

令和5年9月28日（木）

7 その他

- 提供したデータは、本業務以外の用途に使用してはならない。
- 提供したデータは、納品するまでの間、紛失又は棄損することなく保管しなければならない。
- 提供したデータは、使用后すみやかに破棄すること。
- 成果物作成後、原稿（指示のあった場合を除く）及び作成途中に発生した不要の印刷物は完全に裁断又は焼却処分し、外部にその内容が漏れることのないようにしなければならない。
- 成果物に係る使用权及び著作権その他一切の権利は、協議会に帰属するものとする。
- 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、両者協議のうえ定めるものとする。
- 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金以外の費用を負担しない。